

各教科実習免申請方法

1. 教科に関する科目 5 単位以上、教職に関する科目 5 単位以上、
合計 10 単位（以上）を修得する。

2. 必要書類を揃える。

- ①上記 10 単位修得証明書（各大学で発行）を複写したものを事前に義務教育課免許係担当者に送り、不都合がないか確認する。認定できる旨の打診があれば、10 単位の現物を用意しておく。
- ②履歴書の作成。高校卒業からあれば民間歴まですべて、・・・（様式第 2 号）
- ③実務成績証明書を各所属長に記載してもらっておく。・・・・（様式第 4 号）
- ④教育職員検定願を記入。県の収入証紙 5,000 円、消印なし・・（様式第 5 号）
- ⑤最終卒業校の卒業証明書

3. 関係書類すべてを免許係に送る。（持参しても良い）

4. 手続き完了、高等学校 1 種免許状（○○実習）が送られてくる。（再発行は面倒ないので大切に保存しておく）

※ 1

組合員のしおり P.236～238 参照。免許法六条、免許法附則 9 項表に理科が載っていないのは実習に係る時数が週当たり 2 分の 1 に満たず、現行法では修得できないからである（文科省が認めていない）。情報実習、福祉実習については同表第 1 蘭にあるが免許法認定講習で取得するのは、開催する大学がないため事実上無理である。但し、大学・大学院等で修得した場合教育委員会は認めると言っている。

※ 2

附則 9 項表第 2 欄のハ、高等学校で第 1 蘭の各実業に関する学科を卒業した場合第 3 蘭の在職年数は六とあるが、正式採用されたその年から免許法認定講習を受講でき、新旧対照表に合致していれば単位はすべて認められる。但し、実習免の申請については 10 単位揃った段階で丸六年経過後となる。

同様に、二のもので実地経験がない場合第 2 欄にあるように 9 年経過後、つまり採用されて 10 年目から免許法認定講習で必要 10 単位を修得し、申請は第 3 蘭にあるように 3 年経過後、つまり経年 12 年以上でないと認められないので、普通高校、実業に関連のない大学を卒業したものは注意が必要である。但し、関連があって証明が取れれば職歴を実地経験年数に置き換えることが可能な場合もあるので、対象者は事前に免許係と折衝しておくことが肝要である。